

高知県出産後の女性再就職促進事業費補助金実施要領

この要領は、出産後の女性再就職促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、高知県出産後の女性再就職促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、事務手続の内容等を定めるものとする。

1 補助金交付の対象者（要綱第3条関係）

- (1) 本社が高知県外にあり、県内に事業所がある場合は、事業所単位でも申請可能とする。ただし、県外の本社が、一般事業主行動計画を策定し、労働局に届出を行っているか、特例認定一般事業主の認定を受けていることが必要となる。
- (2) 正規職員とは、期間の定めのない労働契約を締結する労働者であって、その雇用する事業所の就業規則等に基づく長期雇用を前提とした待遇（賃金の算定方法、支給形態、賞与、退職金、定期的な昇給又は昇格等。以下「正社員待遇」という。）を受けている労働者（短時間労働者又は派遣労働者のうち、期間の定めのない労働契約を締結する労働者であって、その雇用する当該事業所の正社員待遇を受けているものを含む。）をいう。

2 対象となる女性（要綱第4条関係）

- (1) 出産を機に退職した女性の前職については、勤務先と女性との間で雇用契約の締結等を条件とし、雇用契約のないアルバイト、自営業等は対象外とする。
- (2) 「出産を機に退職」とは、次に掲げるところによることとする。
 - ア 妊娠して出産のために退職した場合は、対象とする。
 - イ 出産後、一定期間を経過し、退職した場合も出産・育児を理由とするものであれば、対象とする。ただし、正規職員として採用された時点の末子の年齢が小学6年生以下の場合とする。
 - ウ 出産予定であったが、流産、死産等により養育すべき子の出生の事実がない場合は、対象外とする。
 - エ 結婚を機に退職する、いわゆる寿退社については、退職時に妊娠の事実がなければ対象外とする。
 - オ 出産後退職したが、その後離婚し、配偶者がその子を養育している場合は、対象外とする。
 - カ 結婚（再婚を含む。）し、配偶者の連れ子を養育するため退職した場合は、妊娠・出産の事実がないため対象外とする。
- (3) 「現に就労していないこと」とは、雇い入れる時点で、離職期間が1ヶ月以上あることをいう。

3 補助金交付の申請（要綱第6条関係）

- (1) 子の出生の事実を確認することができる書類とは、住民票の写し、母子手帳等、雇用されている者が子を出産している事実を確認することができる書類をいう。
- (2) 当該女性が出産を機に退職したことを確認することができる書類とは、以前の会社を退職した際に会社からもらう離職票等の写し、退職証明書（任意様式）等をいう。また、妊娠期間中に退職した場合以外は申立書の添付が必要となる。

(3) 当該女性が正規職員として雇用されていることを確認することができる書類とは、次に掲げるとおりとする。

ア 雇用契約書

イ 労働条件通知書

ウ 辞令書（事業所名称、職責及び期日の記載があるもの） 等

(4) 当該女性を正規職員として雇用することを前提として平成 26 年 4 月 1 日以降に非正規職員として雇い入れられたことが確認できる書類とは、次に掲げるとおりとする。なお、非正規職員としての期間が 6 ヶ月以上の場合については、正規職員として雇用することを前提として雇い入れる旨が明記されていることを必須とする。

ア 雇用契約書

イ 労働条件通知書

ウ 辞令書（事業所名称、職責及び期日の記載があるもの） 等

4 補助の要件（要綱第 8 条関係）

県において、本事業の取組企業の事例を取りまとめ、県内企業への継続的な情報発信を行い、事業の周知啓発を進めるため、各企業の取組事例を取材し、パンフレット及びホームページへの掲載を行う。補助金交付先企業等においては、取材等への協力を依頼する。

5 補助金の返還（要綱第 10 条関係）

補助金の支給後、申請内容の偽りが判明した場合は、当該事業主に対して交付の決定の取消しを行い、補助金を返還させる。

なお、雇用主側からの一方的な解雇等、労務管理が不適切な場合も補助金を返還させることがある。